公益社団法人 神奈川県歯科医師会定款施行規則　別表

会員種別		会員種別の資格要件	
		就業形態	資格要件
正会員	第１種	診療所・病院・医育機関・介護老人保健施設等の開設者・管理者・歯科責任者等である歯科医師（医療法人の分院の管理者を含む）	・地域歯科医師会に正会員として所属し、日本歯科医師会会員、又は会員となる者 ＊就業所を廃止又は休止し、引き続き第１種会員を希望する歯科医師は、当該地域歯科医師会の承認を必要とする ＊ただし、他都道府県に診療所又は、病院・医育機関・介護老人保健施設等があって、その都道府県で日歯に所属している会員で地域歯科医師会に入会手続きを行った者は、本会、地域歯科医師会所属の正会員とする
	終　身	同　上	・満 75 歳以上の会員 ＊ただし、満 40 年以上本会の会員である者
	第２種	第１種会員の診療所に勤務する歯科医師	・地域歯科医師会に正会員として所属し、日本歯科医師会会員、又は会員となる者 ＊勤務先を退職し、開業せず、診療に従事しないで、引き続き第２種会員を希望する場合、当該地域歯科医師会の承認を必要とする ＊ただし、終身会員を除く
	終　身	同　上	・満 75 歳以上の会員 ＊ただし、満 40 年以上本会の会員である者
準会員	第３種	第１種会員の診療所に勤務する歯科医師又はその他の機関（病院・研究機関・医育機関・介護老人保健施設等）に勤務する歯科医師	・地域歯科医師会に所属する者 ＊ただし、第１種会員の診療所承継予定者は除く
	第４種	10 年以上本会の正会員並びに準会員であって、長期の疾病、老齢、退職、その他の理由により、開業せず、かつ、診療に従事しない歯科医師	・地域歯科医師会を退会した者、又は地域歯科医師会準会員もしくは準会員に相当する者 ＊第４種会員申請書、現況報告書をもって理事会の承認を受けることとする ＊ただし、開業もしくは診療に従事した場合は、第４種会員の資格を失い、該当する種別への異動手続きを行う
	終　身	同　上	・満 75 歳以上の会員 ＊ただし、満 40 年以上本会の会員である者
	第５種１	理事会が認めた機関（大学・病院・施設等）に所属する歯科医師	・主たる所属が当該機関であり、その所属機関が認めた者
	第５種２	歯科医師法第 16 条 2 第 1 項に基づく臨床研修時のみの研修歯科医師	・歯科医師法第 16 条 2 第 1 項に基づく臨床研修中の間であって、神奈川県内にある本会会員の診療所で臨床研修の課程にある者 ＊ただし、臨床研修課程が修了しても、申し出により、最長入会年度から５年度まで第５種会員として在籍することができる
	第５種３	その他事由により入会を希望する歯科医師	＊要請があった場合、理事会にて資格要件を協議した上で別途取り決める